

## テニユア・トラック教員に関する申合せ

平成22年 7月21日

役員会決定  
改正

平成24年 7月24日

平成26年 9月24日

平成28年 3月23日

### 1. 趣旨

電気通信大学（以下「本学」という。）におけるテニユア・トラック制を円滑に運用するため、テニユア・トラック教員の取扱いに関し、次のとおり申し合わせる。

### 2. 採用計画等

平成23年度以降の人事計画にテニユア・トラック教員の採用予定を組み入れるものとする。

#### (1) テニユア・トラック准教授

- ① テニユア・トラック准教授は、人事計画策定指針の標準人数の対象とする。
- ② テニユア・トラック准教授は、平成23年度から毎年1～2名を採用する。
- ③ 学術院長は、准教授採用計画の中で、特に強化すべき専門分野に対して、テニユア・トラック准教授としての採用を提案できるものとする。

#### (2) テニユア・トラック助教

- ① テニユア・トラック助教は、人事計画策定指針の標準人数の対象とする。
- ② 新規に採用する助教は全てテニユア・トラック助教とする。

### 3. 教育研究環境等

#### (1) テニユア・トラック准教授

- ① 研究スペースを提供し、独立の研究室を開設する。
- ② 准教授の教員研究費に加えて、採用当初から3年間で合計1,500万円の研究費を配分する。
- ③ 学域又は大学院の授業担当及び学生指導を行う。
- ④ 学内委員会等の業務は免除する。

#### (2) テニユア・トラック助教

- ① 研究スペースを提供し、独立の研究室を開設する。
- ② 新規採用の助教に対し、研究活性化支援システムを活用して研究室開設資金として300万円を限度として配分する。
- ③ 学域又は大学院の学生指導を行うことができる。
- ④ 基礎科目、学生実験・演習などの授業科目を担当する。

#### 4. テニユア獲得後の取扱い

##### (1) テニユア・トラック特任教員

- ① テニユア・トラック特任教員がテニユアを獲得した場合のポストは、教授又は准教授とする。
- ② ①のポストは、テニユア中間評価の結果等を踏まえ、テニユア・トラック特任教員の専門分野に最も関係する専攻等に配置する。ただし、平成19、20年度に採用された者については、各人に退職予定者の後任としての枠を確保していることから、その枠をあてはめることを原則とする。

##### (2) テニユア・トラック准教授

- ① テニユア・トラック准教授がテニユアを獲得した場合のポストは、教授とする。
- ② ①のポストは、テニユア中間評価の結果等を踏まえ、テニユア・トラック准教授の専門分野に最も関係する専攻等に配置する。

##### (3) テニユア・トラック助教

- ① テニユア・トラック助教がテニユアを獲得した場合のポストは、准教授とする。
- ② ①のポストは、テニユア中間評価の結果等を踏まえ、テニユア・トラック助教の専門分野に最も関係する専攻等に配置する。

#### 附 則

この申合せは、平成22年7月21日から施行する。

#### 附 則

この申合せは、平成24年7月24日から施行する。

#### 附 則

この申合せは、平成26年9月24日から施行する。

#### 附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。